

受領委任払による住宅改修の利用について

大竹市では、介護保険住宅改修費の支給について「受領委任払」を実施しています。

被保険者がいったん費用の全額を支払い、その後の申請により保険給付分（9割、8割又は7割）の支払いを受ける「償還払」と比べ、「受領委任払」では、被保険者の支払いがはじめから1割、2割又は3割分で済み、一時的な負担の軽減につながります。（ただし、利用上限額までの金額に限ります。）

なお、保険給付分の9割、8割又は7割分については、大竹市から直接住宅改修を行った事業者*に支払います。

* 受領委任払により支払いを受ける事業者に対し、あらかじめ被保険者の委任が必要です。

※ 次の方は、「受領委任払」が利用できませんのでご注意ください。

- (1) 介護保険の給付制限を受けている方
- (2) 要介護認定の「新規申請中」又は「区分変更申請中」であり、要介護状態区分等（要介護度）が決定していない方
- (3) 入院又は入所中の方

《受領委任払の利用の手順》

1. 相談

被保険者は、受領委任払方式での住宅改修について、ケアマネジャー等へ相談します。

2. 改修事業者の決定

『居宅介護住宅改修費等受領委任払取扱事業者一覧表』から改修事業者を選び、工事を依頼します。

- ・ 『居宅介護住宅改修費等受領委任払取扱事業者一覧表』は、大竹市のホームページに掲載しているほか、市地域介護課窓口でもご確認いただけます。また、ケアマネジャーにお問い合わせいただいても確認できる場合があります。
- ・ 受領委任払が利用できるのは、登録された事業者が行う住宅改修に限ります。なお、登録できる事業者は、大竹市内又は広島県内に事業所が所在する者のみとなります。

3. 工事内容の検討

被保険者と事業者とケアマネジャー等との間で、工事箇所や内容について検討します。

4. 事前申請

改修を行う前に次の書類を提出し、事前申請をします。

- ① 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修事前申請書
- ② 住宅改修が必要な理由書（初めて理由書を作成する場合、理由書作成者の資格が分かるものを添付してください。）
- ③ 住宅改修前の状態、改修後の完成予定の状態がわかるもの（写真及び簡単な図を用いたもの）
 - ・ 写真（撮影日が入ったもの）
 - ・ 改修後の状態を色ペンなどで書き込んでください。
- ④ 平面図
 - ・ 工事箇所を図示してください。
 - ・ 生活動線を記入してください。
- ⑤ 工事費の見積書及び内訳書
 - ・ 介護保険の住宅改修に該当する改修費用がわかる工事費内訳が必要です。
- ⑥ 承諾書（住宅の所有者が被保険者と異なる場合）

5. 事前申請の承認決定及び工事着手

事前申請の審査結果は、4の①の申請書に記載された連絡先に電話で通知します。（受領委任払の要件を満たさない場合は、連絡先の指定にかかわらず被保険者に連絡することがあります。なお、その場合、申請書一式を返却します。）

市から事前申請の承認を受けた後に、改修工事に取りかかってください。

※ 改修工事は、事前申請で申請したとおりの内容で行ってください。状況に応じて、改修内容に変更等が生じた場合は、必ず市地域介護課にご相談ください。（工事内容や金額が大幅に変わる場合は、事前申請書を再度提出していただきます。）

6. 事後申請

改修工事完了後、次の書類を提出します。

- ① 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修支給申請書
- ② 改修箇所の写真（撮影日が入ったもの）
- ③ 領収書（費用の1割、2割又は3割分）
 - ・ 事業所が被保険者に対して発行したもの。
 - ・ 宛て名は、“被保険者”様としてください。
- ④ 委任状（受領委任払用）
- ⑤ 請求書（費用の9割、8割又は7割分）
 - ・ 所定の様式を使用してください。
- ⑥ 工事費内訳書（見積書と金額が変わった場合のみ）

7. 支給決定及び住宅改修費の支給

提出書類を審査した後、市から被保険者に対し受領委任払いのお知らせを送付します。